

## 令和4年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会 会議録

日 時 令和4年11月10日(木) 14:00～15:30

場 所 船橋市役所本庁舎 9階 第一会議室

出席委員 佐藤 彰 一 全国権利擁護支援ネットワーク 代表  
矢部 智 之 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部  
森本 亨 千葉県弁護士会千葉支部  
澁澤 茂 千葉県社会福祉士会  
野口 友子 船橋市障害者成年後見支援センター センター長  
渡邊 哲也 千葉県精神保健福祉士協会  
原田 裕仁 コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部 千葉県支部長  
大谷 美香 船橋市社会福祉協議会  
ふなばし高齢者等権利擁護センター所長  
小島 伸子 船橋市民生児童委員協議会  
島田 将太 保健と福祉の総合相談窓口さーくる所長  
高橋 信行 船橋市介護支援専門員協議会

オブザーバー 本多 悟 史 千葉家庭裁判所 主任書記官  
大門 孝 至 千葉家庭裁判所市川出張所 主任書記官

市出席者 健康・高齢部 土屋部長  
地域福祉課、障害福祉課、生活支援課、地域保健課 各課担当職員  
地域包括支援センター所長(中部・東部)

事務局 地域包括ケア推進課 斎藤課長、窪田課長補佐、後藤課長補佐  
ほか職員

次 第 1. 開会  
2. 議事  
(1) 中核機関の取り組み報告について  
(2) 中核機関の名称について  
(3) 権利擁護サポーター養成講座について  
(4) 来年度の取り組みについて  
3. 閉会

傍聴者 0名

会議の公開・非公開の区分 公開

14時00分開会

## 1. 開会

○事務局（地域包括ケア推進課 窪田課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今より、令和4年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開催いたします。

本協議会につきましては「船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱」に基づき開催するもので、本市の権利擁護支援の方策について検討することを目的としております。

続きまして、今回、委員の変更がございましたのでご紹介させていただきます。千葉県精神保健福祉士協会、赤堀様に代わりまして、渡邊哲也様。どうぞよろしくお願いたします。

また本日、船橋市医師会代表の赤川委員より欠席の連絡をいただいております。

続きまして傍聴についてですが、本日は傍聴人はおりません。

（配布資料確認）

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱第7条に基づき、会長が議長となり、議事を整理することになっております。会長、よろしくお願いたします。

○佐藤会長

令和4年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開会いたします。

今年度全2回の開催のうちの2回目ですが、この会議以外に事例検討を行う会議を行っています。その会議については、事務局から後程説明をしてもらえればと思います。

それでは、次第に沿って議事を進めていきます。

議事1である“中核機関の取り組み報告について”事務局より説明をお願いいたします。

## 2. 議事

### （1）中核機関の取り組み報告について

○事務局（地域包括ケア推進課）

資料1にて説明いたします。

資料について、事前送付資料と一部差し換えがございますが、後ほど議事のなかで差し替え点についてご説明いたします。

令和4年度より地域包括ケア推進課内に社会福祉士2名体制で権利擁護の推進のため設置された中核機関ですが、中核機関の取り組み、約半年のこれまでの活動について事務局よりご説明いたします。

中核機関の機能である広報・啓発活動について資料の通りの活動を行いました。

一つ目は市民向けに成年後見制度の理解を深めるための講演会を開催いたしました。定員70名のところ68名が参加されています。この講演会は来年2月にも開催を予定しております。

二つ目は地域ケア会議に出席し、地域住民に対し中核機関の周知や権利擁護の考え方について普及、啓発活動を行いました。3か所の地域ケア会議に出席しています。

三つ目として、ケアマネジャー向けの研修会にて、時間を頂き、中核機関設置の案内や、権利擁護に関する事業の説明を行いました。

広報・啓発については以上でございます。

続きまして、相談実績について説明いたします。

中核機関の4月から9月の上半期の相談実績として、延べ件数としては78件、実人数としては55人でした。内訳としましては資料のとおりです。

相談者種別としては高齢者の相談機関が多いです。地域包括ケア推進課が地域包括支援センターを所管していることもあり、相談を多くいただいています。

資料裏面の相談種別についてです。一番多いのが成年後見制度について知りたいというものです。地域包括支援センターからの相談では困難事例についての相談が寄せられています。

相談実績は以上でございます。

続いては権利擁護支援定例会についてです。

この会議は事例検討の会議として年4回の実施を予定しているものです。

上半期は6月と9月に実施し、計4事例の検討をしています。個人情報もあり事例内容はこの場ではお伝えできませんが、大まかな内容として、後見人選任後の地域での見守り事例や、セルフネグレクト事例の意思決定について委員の方より意見をいただき検討しております。

今年度はあと12月と3月に実施を予定しております。

最後に研修の実施としまして、10月19日に専門職向け研修を開催いたしました。「権利擁護の相談支援における視点」を研修テーマとして、佐藤会長に講師となっていただき、一次相談機関にあたる、市役所関係課、地域包括支援センターと障害者総合相談窓口などに向けて開催いたしました。

オンラインとのハイブリッド形式での開催といたしましたが、合計で40名の参加者がありました。

中核機関の取り組みについては以上でございます。

#### ○佐藤会長

中核機関の取り組みについて説明がございましたが、委員の皆様からご質問やご意見等何かございますか。

#### ○社会福祉士会 澁澤委員

社会福祉士会の澁澤です。相談実績、内容について伺います。

実人数が55人で、延べ件数が78回ということで、何名かの方に対し複数回の

対応をされているという理解をしています。一つは意見として、集計方法の実人数と延べ件数についてですが、実人数で出した方が分かりやすいかと思います。

複数回対応した件については、対応が困難、複雑であったことで複数回の対応に至ったと推察しますが、その対応となった相談内容について差支えない範囲で教えてください。

○事務局（地域包括ケア推進課）

集計方法については今後の参考にさせていただきます。

相談内容については個人情報となるため、お伝えできる範囲となりますが、継続的な関わりが必要であったケースとしては、後見人と地域の支援者との支援のすり合わせが円滑ではないケースがあり、チームとしての支援を発揮するため双方の関係者の調整に回数を要したことがありました。

○佐藤会長

澁澤委員よろしいでしょうか。

○澁澤委員

はい、わかりました、ありがとうございます。始まって半年で精力的に活動していらっしゃると思いました。

○佐藤会長

後見人さんと他の支援者の方々の調整というのは、まさに中核機関の求められていることですので、機能を発揮されているのだと感じました。

澁澤委員の意見に加えて他の委員の方いかがでしょうか。

いま延べ件数と実人数の数がでていますが、手段、方法が電話なのか来課なのかはいかがですか。来課の方が多いのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

手段につきましては統計をとっておらず、今後統計の在り方については検討させていただきます。体感としては来課よりも電話相談の方が多いです。

○澁澤委員

併せてよろしいのでしょうか、訪問はされているのでしょうか、他、会議などを行った件数はいかがでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

中核機関の機能としてアウトリーチ機能も示されており、訪問も必要に応じて行っております。

中核機関の周知がこれからのところもあり、件数としては少ないですが、地域のケ

ースカンファレンス、個別ケア化会議には2～3回出席し、地域の方とケース検討を行っています。

○澁澤委員

県内でも先駆的な取り組みで、他の自治体が参考されることも多いと思うので、細かく統計を取られた方が良いかと思います。お願いになります。

○事務局（地域包括ケア推進課）

ありがとうございます、頂いたご意見について検討させていただきます。

他必要な項目についてなど、この場でも結構ですので、ご意見いただきたく思います。

○佐藤会長

ありがとうございました。今この場ではなかなか出にくいかと思うので、統計についてお気づきの点がありましたら事務局へご連絡ください。

他いかがでしょうか。

○リーガルサポート 矢部委員

リーガルサポートの矢部でございます。

追加での質問ですが、78件ということで、月にすると13件と結構な数だと思います。このなかで、成年後見や福祉的制度につなげるなどして、相談を受けて解決、区切りがついたケースはどのくらいあるのでしょうか。

相談内容次第では単に制度説明をして終了としている場合もあると思います。

○事務局（地域包括ケア推進課）

継続して支援をしているケースは現時点で2～3件ございます。

他は制度説明にて解決することが多く、ほとんどのケースが終了しています。何件かは継続して対応いたしますが、ある程度の安定を確認して対応終了としています。

○矢部委員

ありがとうございます。

意見としては、一次相談、二次相談としてあるなか、何から何まで受けてしまうのが現状かと思いますが、今後は研修などで裾野を広げることで、相談が整理でき、中核機関としての機能をもっと発揮できるのではないかと思います。

○佐藤会長

ありがとうございました。他はいかがでしょう。

○コスモス成年後見サポートセンター 原田委員

コスモスの原田でございます。

情報の整理ありがとうございます。今後に向けての意見です。すでにお話いただいているとおり制度の周知などで解決していくケースもあるかと思いますが、相談種別の苦情が6件あり、今後相談件数が増えていくなか、苦情の件数も増えていくと思われます。この場合は専門職の方が揃っており、その方々を交えながら苦情の解決をしていくということが市民の方の利益になると思われます。検討いただければと思います、提案です。

○佐藤会長

ご意見ということでご検討ください。他にいかがでしょうか。

○介護支援専門員協議会 高橋委員

船橋市介護支援専門員協議会 高橋と申します。

相談者種別のところですが、ケアマネジャーの立場としては色々なケースを担当するなかで、権利擁護につながることも多いかと思います。そのなかでケアマネジャーがどの程度関心が持たれているかを確認するためにも、種別にケアマネジャーの項目を入れていただけるとありがたいと思います。

○佐藤会長

ありがとうございます。統計がとりにくい部分もあるかと思いますが、可能な範囲で検討をお願いします。

他にいかがでしょうか。

○弁護士会 森本委員

森本です。

中核機関の相談実績78件のなか、困難事例対応8件とありますが、その相談を受けたなかで、権利擁護支援定例会議につながっていたものはあるのでしょうか。4事例を定例会議にて検討したとの記載ですが、この相談から挙がっていったのか、それとも別のルート挙がってきたのか、そのあたりを教えてください。

○事務局（地域包括ケア推進課）

定例会議の事例は全て相談を受けたなかから挙がっています。選定は支援者の方と相談をするなかで定例会議に挙げています。困難事例対応8件の内の数件は定例会議にて検討しています。

○弁護士会 森本委員

それでは定例会と相談は必ずリンクしているということによろしいですね。その確認でした。

○佐藤会長

よろしいでしょうか、他にいかがでしょうか。

○総合相談窓口さーくる 島田委員

さーくるの島田です。

私自身が担当しているケースについて一緒に対応させていただいたことがありました。各関係機関がいるなかで、支援について困っていた事例でしたが、入っていただき、どういうことができるかということと一緒に悩み、考えて下さいました。そして定例会議に挙がり、専門職の方にお話しを聞いていただける機会を頂けたのですが、今回こういう場ができたということは現場の相談業務を担うものとしてはとても心強いものだと感じました。

困難事例については協議できる場があるというのは良い形であると思います。感想ですが、ありがとうございます。

○佐藤会長

ありがとうございます。他はよろしいですか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

我々事務局の感想になるのですが、二次相談機関としての対応の難しさを感じております。二次相談機関ということで、関係機関にケースを割り振るということもございます。関係機関とは日頃からコミュニケーションとり、関係を密にしていきたいと考えております。

○佐藤会長

ありがとうございます。たくさんのご意見ありがとうございました。

総じて言うと、半年間の相談内容、実績をみる当初の計画で立てた中核機関の役割を果たしつつあるように見えました。

引き続き皆様にご協力いただきながら果たしていければと思います。

議題1については以上でよろしいでしょうか。

それでは議題2に移りたいと思います。ではお願いします。

## （２）中核機関の名称について

○事務局（地域包括ケア推進課 斎藤課長）

それでは議題2についてご説明させていただきます、地域包括ケア推進課長の斎藤でございます。

今年4月より社会福祉士2名にて中核機関をスタートいたしましたが、係のなかの係員2名という形で中核機関の役割を担い、それを係長、課長補佐、課長が見ているという体制です。

中核機関は市の組織名称として掲げているものではなく、こういった形で位置付けていくかまだ定まっていないのですが、相談窓口として知名度を上げていく必要があるため、法律上で示されている中核機関と呼び、また、フロアでは「権利擁護に関する

る相談窓口」として案内版を示しているところです。

しかし、ある程度の名称が必要であるとして、「室」とした名称案を資料として担当から送付させていただきましたが、船橋市として「室」は正式な組織名として例規に示されているため、現時点では使用できず、差別化が必要であったことから、「室」以外の名称を候補としての資料に差し替えをしております。

本日の資料に候補として示させていただいたなかから決めていくか、この場や、会議後によりアイデアなどがありましたら頂ければと思います。

次年度4月より使用する窓口名称として決めていきたいところでの、提案でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤会長

はい、ありがとうございました。名称の話は今ここで決めるのは難しいのではないかと思うのですが、あれが良いなどというのがございましたら意見をお願いします。

○矢部委員

リーガルサポートの矢部です。質問です。

資料に3つの候補が示されていますが、このなかから今日この場で選んだとして、暫定的な名称として決まるものなののでしょうか。もし将来、組織体制の変化で「室」という形になった場合は名称に室がつくということなのですか。

○事務局（地域包括ケア推進課 斎藤課長）

ご質問ありがとうございます。

市民の方に機能を含めた相談窓口を案内するための名称については、1月から4月までかけて市役所として決定していくものと考えています。

本日意見いただけるものとしては候補のなかからこれが良いというものや、妙案がございましたら頂きたいと考えています。

この会議体で決めるということではなく、市役所として決定し公表するという形をとらせていただきます。

○佐藤会長

はい、ありがとうございます。名称について皆さんの好みを聞きたいということだと思うのですが、この3つの候補のなかでいかがでしょうか。

仕方がないことではありますが、候補の名称は固い印象はありますね。

ご意見はよろしいでしょうか、市役所にて名称を決めていただくということでもよろしいですか。

○原田委員

市民の方から見たときはあまり長くない方がいいかなと思います。



○佐藤会長

愛称があると思っていたのですが、このままですと少し硬いですね。

○澁澤委員

僕も愛称があるかと思っていました。市民の方から募集するというのは難しいかと思うので、関係機関からの方々と小さな会議などで愛称を皆で考えることでこの窓口に対するイメージを共有するもよいのかと思いました。

○事務局（地域包括ケア推進課 斎藤課長）

市役所では組織名称ではないですが、相談拠点に関して愛称を募集する行為は行うこともあります。まずは名称を決めなければならないというところですが、愛称までつけるかという部分につきましては、検討していきたいと思います。

○佐藤会長

他にご意見よろしいですか。三つのなかで言えば私は権利擁護支援促進窓口が好みですが、それにしても固い印象はありますね。この後は市の方で手続きいただいでということでもよろしいでしょうか。

それでは議事の3、「権利擁護サポーター養成講座」の説明をお願いします。

### **(3) 権利擁護サポーター養成講座について**

○事務局（地域包括ケア推進課）

事務局でございます。続きまして、議事3 権利擁護サポーター養成講座についてのご説明をいたします。資料2をご覧ください。

概要につきましては、船橋市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、これまで障害福祉課が実施していた「市民後見人養成講座」を令和5年より地域包括ケア推進課へ事務移管し、新たに高齢者も含めた総合的な権利擁護に携わる担い手の確保を行う取り組みでございます。

障害福祉課にて行っていたものではありませんが、アレンジして実施していきたいと思っております。

具体的なものとして、「市民後見養成」というものに捉われず、船橋市の権利擁護支援の地域づくりに主眼を置き、地域の権利擁護の啓発活動を実施していきながら、人材を育成していくという考えで進めていきたいと思っております。

船橋市は人口も多く面積も広いですが、国で掲げている地域に権利擁護の考え方を行き届かせるという部分での施策を検討した結果、この案にたどり着いたところです。

権利擁護サポーター養成講座の実施日数ですが、国ではカリキュラムとして50時間程の講義時間が示され、先進自治体でも日数は7日や、10日程度かけ行っているところもあると伺っています。サポーターとして学びたいという層には敷居が高くなってしまおうことを考え、国で示されているものには沿わず、実施日数を少な目にして、船橋市の東西南北中の各圏域でのローテーションで実施したいと考えています。

その地域での人材発掘として進めていきたいとの考えから立案しておりますが、5圏域を毎年ということは人員の問題もあり難しく、年2回の実施として、例えば初年度は西部圏域、東部圏域で行い、翌年は北部圏域と中部圏域という形で年度を跨いで地域ごとでの実施を考えています。

事業の目的としては権利擁護支援の地域づくりが一番ですが、地域における見守り活動につなげるため、いわゆる草の根運動のように市民への啓発を実施し、講座を行い、そのなかで②の権利擁護支援の人材育成を進め、法人後見の支援者や日常生活自立支援事業の生活支援員につなげていきたいと思っています。

講座名称は、権利擁護サポーター養成講座という講座名の場合、市民の方々にとってイメージが付きにくいと思われるため、事業名は権利擁護サポーター養成講座として進めていきますが、講座名については市民にイメージが付きやすいものを検討いたします。

講座の中身ですが、資料2枚目にカリキュラム案を記載しています。国で示されているカリキュラムと障害福祉課にて今まで実施していたカリキュラムを参考に案として作成しています。

基礎研修は年2回、4日から5日間程度のプログラム、更にこの講座を受けた方に対するフォローアップカリキュラムとして年1回のフォローアップ講座を考えています。

研修日数については見守り活動、啓発を目的とした参加者層には日数が多く参加し辛いことも考えられるため、基礎研修の日程を減らし、フォローアップ研修を増やすなど、地域づくりと市民後見人などの人材育成とのバランス、両立を考え、様子を見ながらカリキュラムを検討していきます。委員の皆様からもご意見いただきたく考えております。

事務局からは以上です。

#### ○佐藤会長

ありがとうございます。

国の基本計画に即したのもあると思います。

この議案についてご意見ある方いらっしゃいますか。

原田委員、どうぞ。

#### ○原田委員

目的のところで確認させていただきたいです。船橋市と他の多くの自治体の例とは異なると思うのですが、市民後見人養成講座を受けた方々は市民後見人になりたいという思いがあって受講されているということが他の自治体での現状かと思えます。ただ、社会福祉協議会で行う法人後見の支援員につながる方は少ないというのが実際としてあります。船橋市としては市民後見人の養成よりも、優先的な目的としては地域づくり、地域での見守りを重点に置くということですね。前回の協議会のなかで、船橋市社会福祉協議会で法人後見を行うには3、4年先のことになるのではないかという話もありましたが、資料に人材育成として法人後見の支援者と記載がありますが、

これは社会福祉協議会に限定しているのでしょうか。また他があるのであれば参加する方のモチベーションにも関わるかと思いますが、市の考えを教えてください。

また、会長もおっしゃっていましたが、権利擁護の地域づくりの考え方については国の方針に沿っており取り組みとして良いと思いました。

○事務局（地域包括ケア推進課）

ご質問ありがとうございます。記載の法人後見人については現時点ではPACガーディアンズなどを想定しています。今後、社会福祉協議会にて法人後見が開始された際は、社会福祉協議会も加える形で人員の確保をしていきたいと考えております。

また、その他の市内で法人後見を実施する団体から、人材確保のお声をお掛けいただければ二つの団体に限らず対応していきたいと思っています。

○佐藤会長

このことについて他、ご意見どうぞ。

○船橋市障害者成年後見支援センター 野口委員

船橋市障害者成年後見支援センターの野口です。

これまでの市民後見養成講座については障害福祉課の委託を受けて障害者成年後見支援センターで実施しておりました。今年度は12月の17日、18日に2日間にかけて行います。

これまでの養成講座は2日間をかけ市と一緒にやる形をとり、障害者成年後見支援センターとしての働きに必要な説明は障害福祉課に、高齢者分野については介護保険制度を中心に市より話をいただいております。また、私共の障害者成年後見支援センターの権利擁護支援についてご案内させていただいて、そのなかで協力を頂ける方に事務執行者として活動をいただいております。

法人後見として事務を担当する者を私たちの法人では市民後見人と捉えており、事務執行者と呼んでおります。一人の利用者に対して2人の事務執行者がつき支援活動を行っています。船橋市外在住の方もいますが、現在59人の事務執行者が活動しております。

資料のカリキュラムについて、細かく色々な事が幅広く学べる機会になると思えました。

初めて障害のある方と接するという方にも事務執行者として活動いただくのですが、例えばグループホームとはどういうところなのか、日中活動している場所がB型作業所と聞いたがどういうことをしているのか、わからないことばかりというお話をいただいております。

フォローアップ研修ではないですが、活動している方には年2回事例検討会を実施し、そのような質問を受け、お答えさせていただいたりしています。

養成講座に参加される方には、すぐ成年後見人として活動してみたいという方とご家族として、親御さんが心配だから、子が障害を持っているからと将来に備えとして学びたいという方もいらっしゃいます。

実際に講座に参加した後、すぐやりたいとおっしゃる方もいれば、荷が重いというお気持ちを持たれる方もいらっしゃいます。

実務をやらないにしても権利擁護支援の活動を知ってもらい、理解してもらおうということも重要で、このような講座で窓口を広くし、参加していただくのは良いことだと考えます。

また、今事務施行者として活動されている方で交代される方もおり、高齢の方では80代の方がいますが、大変になってきているとの声が出てきています。ただそのなかで、後見人としての活動はできないけど病院の付き添いなどボランティアとしてできることはしますよとお声もいただいています。

話は変わりますが、現在、そういう方々と後見人としてではない形での活動の場がないかなと考えております。

以上現状の市民後見養成講座のお伝えをさせていただきました。

#### ○佐藤会長

市役所と障害者成年後見支援センターの話し合いも今後必要になってくるのではないかと思います。

今の資料2の話ですが、講座を受けたあと、法人後見の事務執行者、日常生活自立支援事業の生活支援員へということですが、その部分については、千葉市社会福祉協議会が先進的にやっている。千葉市社会福祉協議会では講座が終わったらまず生活支援員からスタート、続いて法人後見の事務執行者をやり、そのあと何年かたったら複数後見をとという形を取っている。船橋市でも生活支援員や法人後見の事務執行者はありうるが、市民後見人として選任されるかどうかはまだ、議論が詰められていない。仮に選任することになれば監督人が必要だが、船橋市では、誰が監督人をするのかまでの議論に至っていない。

その部分について、お話しできる範囲で、家庭裁判所として現状のお考えを確認したいです。

#### ○千葉家庭裁判所 市川出張所 大門主任書記官

千葉家庭裁判所市川出張所の大門でございます。

市川出張所の現状といたしましては、市民後見人を選任する場合には、社会福祉協議会と市民後見人との複数選任となっております。

先日、ある社会福祉協議会から、複数選任の場合、社会福祉協議会が受任できる件数には限りがあるとの話があり、それに対し、市川出張所から、社会福祉協議会が監督人となり、市民後見人の後見事務をサポートするような枠組みは考えられないかとお伝えしたところです。

まだ千葉家庭裁判所本庁との協議が済んでおりませんので、市川出張所限りの考えにはなりますが、社会福祉協議会と市民後見人との複数選任からスタートし、後見事務が安定した段階で、社会福祉協議会を監督人に移行させていくというような枠組みを作ることが可能であるか検討しているところです。

○佐藤会長

まず協議できていないということなので、これから協議をしていただくということになるかと思います。

裁判所のホームページの表現によると養成講座を主催した団体が監督人になるというのが通常のルートのようなのですが、必ずしもそうではないということですね。

今後船橋市の方と協議をお願いできればと思います。

他に養成講座についてご意見はございますか。

森本委員、どうぞ。

○森本委員

目的について、市民後見人の養成というよりも裾野を広くしているというイメージを持ちました。権利擁護支援の地域づくりという意味から各圏域で実施をするということですが、年2回の各圏域の実施となると、継続性がなくなってしまうこともあるかと思いました。ある圏域で実施して、次その圏域で実施するのがだいたい後のことになるのではないかと、人材育成となるとある程度の継続性を持たせることが良いかと思いました。船橋市は広いため、他市とは違うこともあるかと思いますが、市全域で募って、ある程度リピーターになっていただける方に継続的に行う方法もあるかと思いました。どちらに重きを置くかということもありますが、単発で行い、その後しばらく何もなくてやりっぱなしという状況で特に動きもないのであれば実施の意味がなくなってしまうので、その視点があっても良いのではないかという意見を持ちました。

○佐藤会長

この点で事務局の方で何かコメントありますか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

ご意見ありがとうございます。

継続性というところではマンパワーの問題もあり、圏域ごとの毎年の実施は難しいものと考えています。考え方として、例えば北部圏域で講座を実施するにしても、北部圏域在住の方に限定することはありません。北部圏域の方が集まりやすいようにという意味であり、募集については市全域で実施する予定です。

次の圏域の実施でも市全域から募ることを考えておりますが、実施方法については引き続き精査、検討していきたいと思っております。

○森本委員

今の話を聞いての補足としての意見です。すでにそうなさる予定かもしれませんが、以前講座を受講した方にはダイレクトにその後の講座を案内するなど、そういう方法が可能でしたら人材育成につながるかと思います。ご参考にしていただければと思います。

○佐藤会長

ありがとうございます。講座は多いほど良く、例えば地区社会福祉協議会ごとに実施するなど良いかもしれませんが、そうなると事務局側の負担も多くなるためできる回数での実施になるかと思えます。

地域づくりというものも国の基本計画に示されておりまして、成年後見だけではなく、色々なものの権利擁護支援を担う人などが必要との方針が打ち出されており、その方針に沿った取り組みということになるかと思えます。

この養成講座につきまして他にご意見ございますか。

矢部委員、どうぞ。

○矢部委員

一意見として、ご参考いただければと思います。幅広く多くの人数を受け入れることに重きを置いているかと思いますが、ただ、人数が多くなればなるほど、ニーズも多種多様になり、レベルも異なってくるかと考えます。懸念される点としてマッチングの問題があるかと思えます。

カリキュラムには基礎研修とフォローアップ研修との記載ですが、座学と実務のように二つに分かれているのかと思いました。目的についても、地域づくりと人材育成という二つの目的があるのでその目的ごとのレベルに併せて分けるということも良いのではないかと思いました。

○佐藤会長

ありがとうございます。

他にご意見ございますか。よろしいですか。

中核機関が主催として養成講座は再スタートになるかと思えます。練った計画を作っていたかと思いますが、新たな試みなので皆で見守っていただければと思います。

よろしければ次の議題に移ります。

最後の議題は“今後の取り組みについて”です。

事務局の方お願いします。

#### (4) 来年度の取り組みについて

○事務局（地域包括ケア推進課）

議事4の令和5年度の取り組みについて、資料3をご覧ください。

協議会は今回を持ちまして今年度が最後の実施となりますので、来年度の取り組みについて資料を用いご説明いたします。

作業項目、地域連携ネットワークの構築として、来年度も本協議会は2回の実施を予定しております。また、委員の皆様には協議会以外にも各相談事業のご協力や、先ほどお伝えした養成講座の協力依頼もお願いしたく考えております。

中核機関の運営として来年度も社会福祉士2名体制で相談等々活動していきます。広報・啓発については本日議題にもありました、名称が決まり次第、新たにリーフ

レットを作成し市民の方々、親族後見人向けに配布を予定しております。家庭裁判所と相談しながら周知方法についても検討していければと考えております。

他、例年通り成年後見制度のパンフレット、エンディングノートの配布を随時、行っていきます。市民向け講演会についても、例年と変わらず年2回の実施を予定しております。

相談事業につきましては、事例検討を行う権利擁護支援定例会議は今年度と変わらず年4回の実施を予定しています。アウトリーチ相談については今年度以上に増やしていきたいと考えております。

人材育成については、先ほどご説明しました権利擁護サポーター養成講座と、計画にもあります研修として後見人向けの講座を開催したと考えております。今年度は専門職向けに講座を開催しましたが、次年度は後見人のスキルアップとなる講座の開催を検討しています。内容については改めて来年度の協議会で皆様にご意見いただきながら準備していきたいと考えております。

その他、権利擁護支援の推進として日常生活自立支援事業の推進を一例として挙げております。社協の権利擁護事業につきましては、我々でサポートできることを模索していきたいと考えています。

来年度の取り組みについては以上でございます。

#### ○佐藤会長

ありがとうございました。色々考えていただいているとのことですが、来年度の取り組みについて委員の皆様からご意見はございますか。

澁澤委員、どうぞ。

#### ○澁澤委員

市民向け講演会ですが、毎年行われているとのことでした。何名くらいの参加があったのでしょうか。

#### ○事務局（地域包括ケア推進課）

今年11月5日に行った際は定員70名に対し68名の方が参加されました。申込の時点で定員を超え、何名かお断りすることもございました。今年度はもう1回講演会の実施を予定しております。

#### ○澁澤委員

思い付きのような話になりますが、市民向け講演会をやって、その後権利擁護サポーター養成講座をやるというようなスケジュールが良いのかと思いました。

市民向け講演会を受けた方のなかからサポーター養成講座への参加を希望する、それがスムーズに移行できるような日程であることも良いかと。来年度の計画には難しいかと思いますが、それ以降になど。

○佐藤会長

ご提案ということでよろしいですか。

なかなか難しい部分もあるかと思えます。市民向け講演会に来られる人の年齢構成にもよるかと思えますし。

年齢構成はすぐ出るのでしょうか。

○事務局

参加者の年齢構成ですが、50代から70代の方が多く、その年代で約80%を占めています。

50代の方が27%、60代の方も27%、70代の方が25%でした。

○佐藤会長

スムーズに移行しそうですか。

○澁澤委員

私は社会福祉士会の立場で出席しておりますが、社会福祉士会のなかで後見業務をしている方の多くは本業を終えて、会の研修を受け活動されており、語弊があったら申し訳ないですが、割合年齢層は高めとなっています。

だからということではないですが、50代の方が相当数参加されているのは意外なように感じました。

○佐藤会長

そうですね、この手の講演会で50代の方が27%いらっしゃるの若い方と思いました。

○澁澤委員

社会福祉士のなかには後見業務を受けることを生業とする人もポツポツでてきており、市民後見人の在り方と併せて、社会福祉士としての考え方についても検討していこうと思いました。

○佐藤会長

はい、ありがとうございました。

澁澤委員のご提案についてご検討をよろしくお願いいたします。

他にご意見はいかがでしょうか。

○島田委員

さーくるの島田です。

来年度、新規のものや沢山の取り組みが展開をされるということで期待しているというところもあるのですが、我々も相談窓口を実施している立場として、半年で相談が結構な件数があることを見るとリーフレットを作成することで相談件数が増えるの



ではないかと想像しています。かつ講座も企画となると結構お忙しくなるのではないかと考え、体制についてご不安はないのかな、と感じています。

○佐藤会長

今のご意見にご回答可能でしょうか。

○事務局（斎藤課長）

課長としての回答になりますが、通常市役所として始まったばかりの事業について人員増強をするということは難しいのですが、要望はしていきたいと考えています。

○佐藤会長

お答えいただきありがとうございます。

他にご質問等ございますか。

よろしいですか。

議事4については以上といたしまして、予定されていた議題は終了となるのですが、全体を通して何かご意見、その他ございますか。

よろしいですか。

他にご意見等ないのであれば、毎回この会議では全体を通しての家庭裁判所の方にコメントを頂いているのですが、何かございますか。

○千葉家庭裁判所 本多主任書記官

千葉家庭裁判所、後見係 主任書記官の本多と申します。今日はどうもありがとうございました。

最後の“令和5年度の取り組み”で中核機関の広報・啓発で、リーフレットを作成し配布とのご説明を頂きました。その関連で家庭裁判所からのご案内です。

10月より家庭裁判所で後見等開始の申立てを受け、開始の審判をした際に、後見人等に対し審判書の謄本を郵便で送付するのですが、その際、親族の後見人に対しては中核機関の案内文書を同封するという取り組みを始めております。

こちらは千葉市で運用を開始しております。こういった取組を本庁に限らず管内支部、出張所で同様に行っていく方向でありますので、親族等後見人に対しての案内文書をご提案、ご相談いただければと思います。

なお、細かい話で恐縮ですが、審判書に同封する案内文書については郵便の重さの関係もあるためA4用紙1枚の両面刷りでお願いいたします。

また、人材育成の後見人向けの講座の開催というところで、親族等後見人と中核機関をつなぐという意味合いもあると思いますので是非、親族等後見人向けの講座の開催もご検討いただければと思います。

○佐藤会長

ありがとうございました。大門書記官はいかがですか。

○千葉家庭裁判所 市川出張所 大門主任書記官

令和5年度の取組の中に地域連携ネットワークの構築がございました。

今回船橋市の中核機関の方々におかれましては人数が少ない中、積極的に市川市や浦安市などに連絡をされ、情報収集を図っておられたと伺っております。

第2期基本計画には、地域連携ネットワークの機能強化が、重要な課題として掲げられております。そこでは、中核機関が地域連携ネットワークの司令塔となって、コーディネート役を担うとなっておりますが、必ずしも中核機関「だけ」で、地域連携ネットワークの「すべて」の機能を担うとの整理はされていないということについては、家庭裁判所も重々承知しております。併せて、行政、福祉、司法が良好な関係を築きながら、機能強化を図って行かなければならないということも十分理解しております。

そこで市川出張所といたしましては、これまで以上に船橋市の中核機関、そこに船橋市社会福祉協議会も交えながら情報交換等を重ねていき、必ずしも容易ではないとは思いますが、同じ方向を向きながら、利用促進の話だけでなく、先ほどお話のありました市民後見人の養成等の話も進めていくことができると考えています。

また、船橋市の中核機関の方々のご尽力により、現在、市川出張所管内の船橋・市川・浦安市の3市の間で情報共有をしやすくなっているのではないかと感じています。将来的な話にはなりますが、船橋市の中核機関と市川出張所だけでなく、3市の中核機関と市川出張所間でも情報共有を図っていくことができれば、より有益ではないかと考えております。引き続きよろしく願いいたします。

○佐藤会長

各関係機関の取りまとめを裁判所でやっていただけると大変ありがたいところです。船橋市については当然社協が入らないといけないのですが、PAC ガーディアンズという組織もありますのでお声をお掛けいただけたらと思います。

他に何かございますか。

○濹澤委員

活動の内容について、研修会で使った資料など、イメージのつきやすい資料を用意していただければ助かります。

○佐藤会長

他にないようでしたら、最後に事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

### 3. 閉会

○事務局（窪田課長補佐）

事務局です。

本日はお忙しいなか、令和4年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会にご出席いただきましてありがとうございました。

本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいたのち、ホームページに掲載いたします。

次回の協議会につきましては来年度の5月頃を予定しております。

また、協議会委員の任期につきまして、今年度いっぱいをもちまして更新の時期となりますので、あらためて各団体に推薦依頼をお送りさせていただきます。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○佐藤会長

本日の会議は以上でございます。ありがとうございました。